

厚生労働省発社援 0126 第6号
令和5年1月26日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和4年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金</p> <p>1 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">大 分 類</th> <th style="width: 25%;">中 分 類</th> <th style="width: 25%;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑩ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>⑪ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</u></td> <td><u>日常生活支援住居施設</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～⑩ (略)	(略)	(略)	(略)	<u>⑪ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</u>	<u>日常生活支援住居施設</u>			⑫ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	(略)			<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金</p> <p>1 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <p>(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">大 分 類</th> <th style="width: 25%;">中 分 類</th> <th style="width: 25%;">小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～⑩ (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	①～⑩ (略)	(略)	(略)	(略)	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>			⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	(略)		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																														
①～⑩ (略)	(略)	(略)	(略)																														
<u>⑪ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設</u>	<u>日常生活支援住居施設</u>																																
⑫ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	(略)																																
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																														
①～⑩ (略)	(略)	(略)	(略)																														
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																
⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	(略)																																

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等
災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(8)日常生活支援 住居施設</u>	<u>生活保護法第30 条</u>	<u>都道府県又は指 定都市若しくは 中核市</u>	<u>1 / 2</u>
<u>(9)その他施設</u>	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等
災害復旧費補助金関係

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等
災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>(8)その他施設</u>	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等
災害復旧費補助金関係

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(9) その他施設		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)
ウ (略)

5 (略)

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助根拠等	⑤ 補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(8) その他施設		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)
ウ (略)

5 (略)

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

(1) のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区分 ①	対象施設 の種類 ①	直接補助の事業の場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助率 ③	県補助率 ④	国庫補助率 ⑤
ア～カ(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>キ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業として行う場合</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保育所</u> ・<u>幼保連携型認定こども園</u> ・<u>幼稚園型認定こども園</u> ・<u>小規模型保育事業所</u> <u>(地方公共団体が設置するもの)</u> <u>(地方公共団体以</u>	<u>1/2から5.5/10まで</u>	<u>3/4から4/5まで</u>	<u>2/3から5.5/8まで</u> <u>8/11</u>

区分 ①	対象施設 の種類 ①	直接補助の事業の場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助率 ③	県補助率 ④	国庫補助率 ⑤
ア～カ(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

	<u>外の者が設置するもの</u>								
ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として行う場合	(略)	(略)	(略)	(略)	キ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として行う場合	(略)	(略)	(略)	(略)
ケ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で	(略)	(略)	(略)	(略)	ク 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))</p>					<p>補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))</p>				
<p>7～10 (略)</p> <p>別表 (略)</p>					<p>7～10 (略)</p> <p>別表 (略)</p>				

別紙1

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1（1）～（3）（略）

別紙1

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長 印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額別紙（1）のとおり
- 2 施設の種別等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙1（1）～（3）（略）

別紙2

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等別紙(1)のとおり
- 3 申請額内訳別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業計画書副本(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙2 (1) (略)

別紙2

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等別紙(1)のとおり
- 3 申請額内訳別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業計画書副本(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算書(見込書)抄本

別紙2 (1) (略)

別紙3

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種別等 別紙(1)のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙3(1)～(3)、別紙3別紙① (略)

別紙3

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種別等 別紙(1)のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙3(1)～(3)、別紙3別紙① (略)

別紙 4

間接補助の場合

番 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙(1)のとおり
- 3 精 算 額 算 出 内 訳 別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙 4 (1)、(2) (略)

別紙 4

間接補助の場合

番 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙(1)のとおり
- 3 精 算 額 算 出 内 訳 別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本

別紙 4 (1)、(2) (略)

別紙5

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事業実績報告書別紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙5

直接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事業実績報告書別紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙 6

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（女）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙4の別紙（2）の様式を準用）
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙 7 （略）

別紙 6

間接補助の場合

番 年 月 号 日

〇〇厚生（女）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙4の別紙（2）の様式を準用）
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙 7 （略）

別紙 8

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

別紙 8

番 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

別紙 9

番 年 月 日 号

都道府県知事
指定都市の長 殿
中核市の長
児童相談所設置市の長

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類の及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

別紙 9

番 年 月 日 号

都道府県知事
指定都市の長 殿
中核市の長
児童相談所設置市の長

補助事業者名

印

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類の及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の精算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

